(3)　コンゴ共和国政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の現地購入に関し、付加価値税その他の租税及び課徴金を免除する。

第八条

コンゴ共和国政府は、その指定する機関を通じ、ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員と密接な連絡を維持する。

第九条

1　コンゴ共和国政府は、ＪＩＣＡがコンゴ共和国において海外事務所（以下「ＪＩＣＡ事務所」という。）を開設し、及び維持することを認め、また、日本国から派遣され、この協定に基づく技術協力の計画及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業に関連してＪＩＣＡにより与えられる任務をコンゴ共和国において遂行する駐在員、職員及び協力隊員の調整員（以下、それぞれ「ＪＩＣＡ駐在員」、「ＪＩＣＡ職員」及び「ＪＩＣＡ調整員」という。）を受け入れる。

2　コンゴ共和国政府は、次のことを行う。

(1)　(a)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員に対し、国外から送金される給与及び手当について又は当該給与及び手当に関連して課される所得税その他の租税及び課徴金を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、関税その他の租税及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(iii)　コンゴ共和国に派遣されるＪＩＣＡ駐在員一名につき一台、ＪＩＣＡ駐在員の一家族につき一台、ＪＩＣＡ職員一名につき一台、ＪＩＣＡ職員の一家族につき一台及びＪＩＣＡ調整員一名につき一台及びＪＩＣＡ調整員の一家族につき一台の自動車

(c)　コンゴ共和国に自動車を輸入しないＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員が自動車を現地購入する場合には、ＪＩＣＡ駐在員一名につき一台、ＪＩＣＡ駐在員の一家族につき一台、ＪＩＣＡ職員一名につき一台、ＪＩＣＡ職員の一家族につき一台及びＪＩＣＡ調整員の一家族につき一台の自動車について課される付加価値税その他の租税及び課徴金を免除すること。

(d)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員に対し、(b)(iii)及び(c)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(e)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員に対し、任期中、コンゴ共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関する便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(f)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員に対し、身分証明書並びにＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員を送迎するために空港及び海港に出入国手続地点を越えて入るための特別通行証を発給すること。

(g)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(h)　ＪＩＣＡ調整員に対し、その任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用を許可すること。

(i)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

(2)　(a)　ＪＩＣＡ事務所に対し、ＪＩＣＡ事務所の活動に必要な設備、機械及び資材（自動車を含む。）の輸入に関し、領事手数料、関税その他の租税及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ事務所に対し、ＪＩＣＡ事務所の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材（自動車を含む。）の現地購入に関し、付加価値税その他の租税及び課徴金を免除すること。

(c)　ＪＩＣＡ事務所に対し、(a)及び(b)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(d)　ＪＩＣＡ事務所に対し、国外から送金されるＪＩＣＡ事務所の経費につき又は当該経費に関連して課される所得税その他の租税及び課徴金を免除すること。

3　2に規定する自動車が、その後コンゴ共和国内において、関税その他の租税の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車について当該租税が課される。

4　コンゴ共和国政府は、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員並びにＪＩＣＡ事務所に対し、コンゴ共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の駐在員、職員及び調整員並びにこれらの者の家族の構成員並びに事務所に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第十条

コンゴ共和国政府は、コンゴ共和国に滞在中のＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員の安全を確保するために必要な措置をとる。

第十一条

両政府は、この協定から又はこの協定に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

第十二条

1　この協定の規定は、この協定の効力発生の後、この協定の効力発生の前に開始した技術協力の個別の計画にも適用され、かつ、ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員であって、当該計画に関連してコンゴ共和国に滞在中の者並びに当該計画に関連する設備、機械及び資材にも適用される。

2　この協定の終了は、両政府間の相互の同意により別段の決定をする場合を除くほか、実施中の技術協力の個別の計画及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業が完了する日までの間当該計画及び当該事業に影響を及ぼすものではなく、また、当該計画及び当該事業に関連する自己の任務を遂行するためにコンゴ共和国に滞在中のＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員に与えられる特権、免除及び便宜に影響を及ぼすものでもない。

第十三条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対しこの協定を終了させる意思を書面により少なくとも六箇月の予告をもって通告する場合を除くほか、毎年自動的に一年ずつ更新される。

3　この協定の終了の後においても、第四条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年八月五日にブラザビルで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
小川秀俊

コンゴ共和国政府のために
ドゥニ・クリステル・サス・ンゲソ

○外務省告示第三百二十五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年八月十三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年九月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

記

失効年月日　令和七年八月十三日
発行年月日　令和六年四月十八日
旅券番号　ＭＪ三三七九八三六

○農林水産省告示第千三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎